

序章

緑の基本計画の改定に当たって

1. 緑の基本計画の概要	2
(1) 緑の基本計画について	2
(2) 緑の基本計画改定の背景	2
(3) 緑の基本計画の位置づけと目標年次及び改定目的	3
(4) 計画で対象とする緑	3
(5) 緑の機能	4
2. 緑に対する社会的・時代的要請	7
3. 緑の基本計画の将来像と計画の推進	9
(1) 緑の基本計画の目指す方向	9
(2) 市民との協働による計画の推進	10
(3) 新たな役割分担の考え方	11
(4) 柏市緑の基本計画の重点施策	12
4. 緑の基本計画の構成	14



1. 緑の基本計画の概要

(1) 緑の基本計画について

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が長期的な目標のもとに定める緑に関する総合計画です。

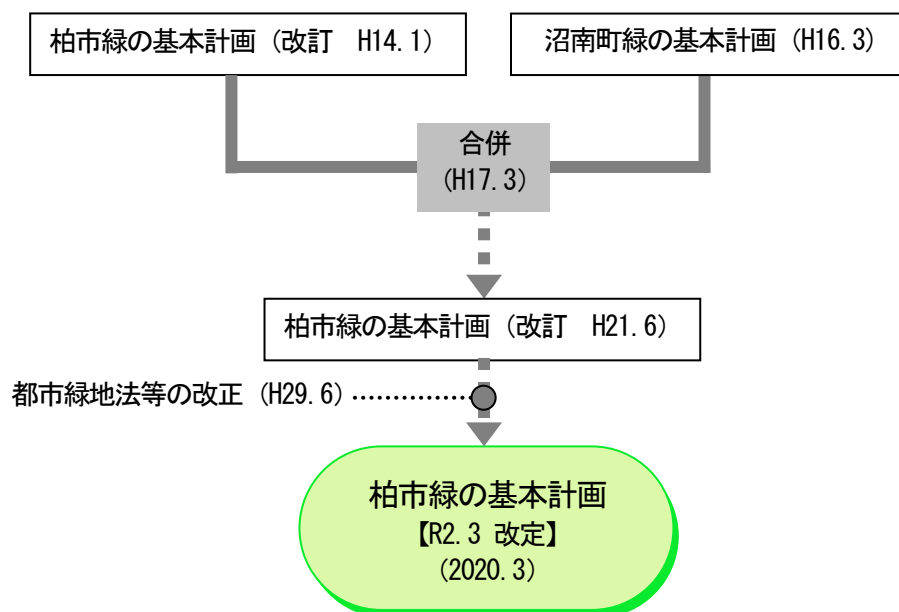
本計画は、緑に関する将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などを含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める指針となる計画です。

(2) 緑の基本計画改定の背景

緑の基本計画は、平成17年3月の旧沼南町との合併や緑を取り巻く社会情勢の変化、市民要望の多様化等から平成21年6月に策定されました。

この策定から10年が経過し、地球温暖化現象や少子高齢化が顕著となり、また、緑に関する法律も大きく改定され、緑のオープンスペースの整備や保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する方針が示されたことから、今回、新たな緑の基本計画の改定が必要となったものです。

■ 柏市のこれまでの経緯

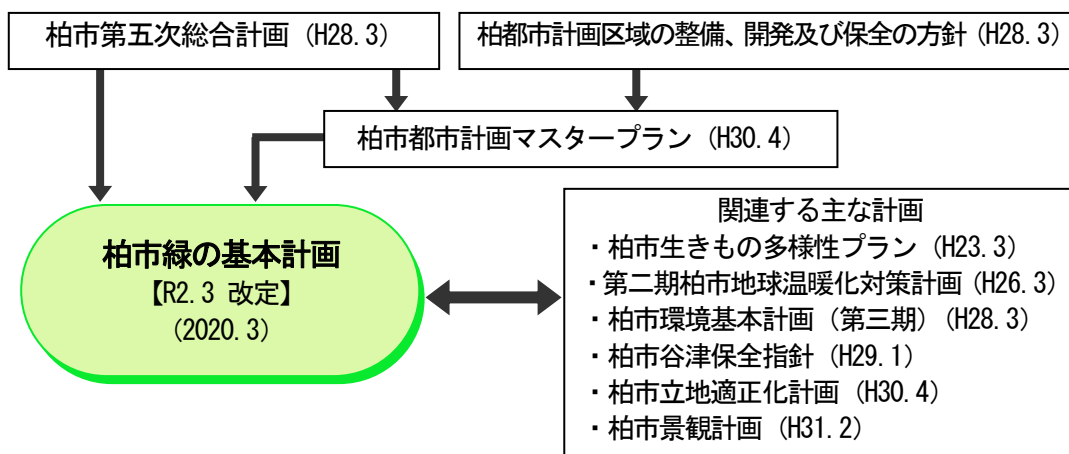


(3) 緑の基本計画の位置づけと目標年次及び改定目的

これまでの計画は、都市緑地法及び柏市緑を守り育てる条例に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」が基となっており、「柏市第四次総合計画」「柏市都市計画マスタープラン」「柏市環境基本計画」「柏市景観計画」などとの整合性を図りながら策定され、この際、計画の目標年次は令和7年（2025年）としており、計画の見直しについては概ね10年ごとに行うこととしていました。

本計画は、令和元年度（2019年）がこの10年目にあたることから、84項目の施策の進捗状況や各関係法令等との整合性について検証して改定しています。

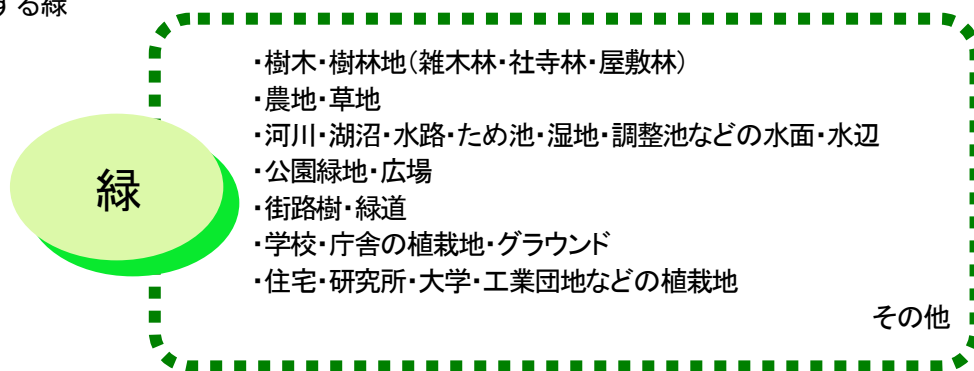
■計画の位置づけ



(4) 計画で対象とする緑

緑の基本計画で対象とする「緑」は、樹木や草、植物によって覆われている土地や水辺地などを指します。

■計画で対象とする緑



(5) 緑の機能

都市における緑は、多様な機能を有しています。それはどれも市民の快適で安全な生活を実現していくために欠かせないものであるといえます。

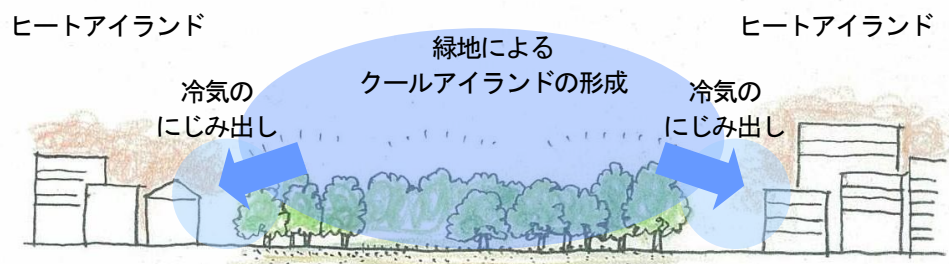
特に現代にあって、緑は次のような5つの大きな機能を持っています。

●都市環境を緩和する — 環境の保全 (p.134~135)

地球温暖化対策が求められている中で、植物は主な温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の吸収源などとして大きな期待が寄せられています。

また、樹林地や芝生などは、特にコンクリートやアスファルトが多い都市部において顕著であるヒートアイランド現象について、緑の蒸散作用によって緩和することができます。まとまった緑地は冷気の供給源として機能し、周辺の市街地へ冷気がにじみ出す冷却効果を有するほか、連続した緑の空間は市街地への空気の進入路、いわゆる「風の道」となります。

このほか、緑は、水の循環の促進、騒音・振動の緩和などの環境を保全する機能を有しており、健康な日常生活や快適なまちづくりのうえで重要な要素となります。



●生き物の生息地・生育地を確保する — 生物多様性の保全 (p.136~137)

人間を含めて、生物は自然の生態系の中で生存しています。このことは、生態系の破壊が私たちの生存を危うくすることを示しています。今日、生き物との共生は、非常に重要な課題です。

緑は、地域固有の貴重種を含めて、様々な生き物の生息・生育の場所となり、健全な生態系を維持します。また、将来の世代の財産となる生物資源、遺伝子情報を保全し、すべての生命を育む機能を有しています。



名戸ヶ谷湧水ビオトープ

●健康の維持や安らぎを与える — レクリエーション (p.138~139)

緑は、心身をリフレッシュし、うるおいや安らぎを与えます。また、公園などはスポーツなどの健康維持の場所であり、生活には欠かせないものであるといえます。

また、身近な自然は、子どもたちにとっての遊び場や学習の場となります。このほか、緑はイベントなどを通して、コミュニティの形成などにも役立っています。



大堀川リバーサイドパーク

●避難地や避難路を確保し安全な都市をつくる — 防災 (p.140~141)

公園などのオープンスペースは、避難場所として機能するほか、災害救助活動の拠点としても利用されます。また、樹木は延焼を防止し、街路樹がある道路などは避難路として有効となります。このほか、緑は土砂崩れを防ぐとともに、雨水を調節する機能を有しています。



早瀬樋管における令和元年台風19号通過後の氾濫

●地域らしい景観やうるおいのある景観をつくる — 景観形成 (p.142~143)

柏市の特徴的な景観として、手賀沼や利根川、またその周辺の斜面林などが挙げられます。また、社寺林や屋敷林など、緑を伴った景観が、柏らしさをつくり出しています。

また、緑のある景観は、季節の移り変わりを知らせ、人工的な都市空間にうるおいややかさを与えるなど、景観の向上に役立っています。



利根川沿いの斜面林と農地

2. 緑に対する社会的・時代的要請

我が国における少子高齢化による急速な人口減少の進展は、経済社会に大きな変化を与えつつあります。また、投資余力の低下した状態が続いており、社会資本の整備も、このような時代に即して、量の拡大から、維持や質の向上といった側面が重視されるようになっていきます。

一方、地球温暖化対策は緊急の課題となっており、パリ協定に定められた削減目標の達成が求められています。都市部特有の環境問題であるヒートアイランド現象の進行も懸念され、また生物の多様性の確保も重要です。

平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、経済、社会及び環境の三側面について統合的に取り組むものとして、17 からなる持続可能な開発目標 (SDGs) が掲げられました。下図の「SDGs “ウェディングケーキ”」で示されるように、緑を含む“自然資本”は、持続可能な社会を構築するための基盤として位置付けられています。

このように緑には、災害に強い都市づくりやレクリエーションの場の確保、地域らしい魅力ある景観の形成、市民参加による地域社会づくりへの対応など、緑の優れた機能を発揮することで大きな役割を果たすことが期待されます。持続可能な社会づくりに向けて、緑の保全や創出は、ますます重要となっています。



SDGs Wedding Cake
原図 (Graphics by Jerker Lokrantz/Azote) の考案者: Johan Rockström & Pavan Sukhdev に許諾を得て
MS&AD インターリスク総研株式会社加筆 (不許複製・禁無断転載)

■SDGs “ウェディングケーキ”

■国の主な動向など

●地球温暖化対策

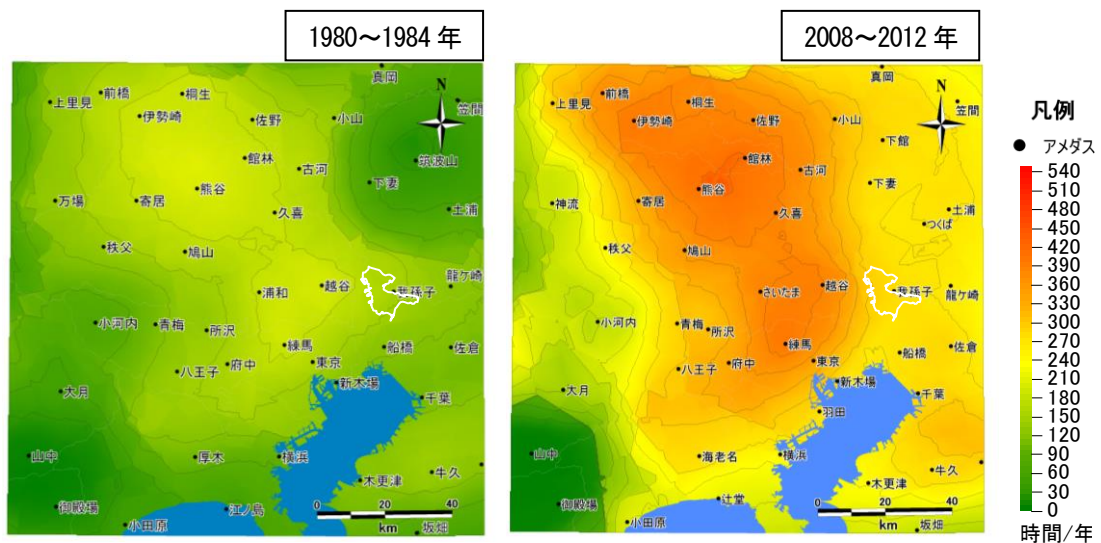
日本は温室効果ガスの排出量を 2013 年比で 26%削減することとなっています。都市緑化等も二酸化炭素の吸収源対策に位置づけられています。

- ・ 地球温暖化対策推進法（H28 年 5 月改正）
- ・ 地球温暖化対策計画（H28 年 5 月）

●ヒートアイランド現象の緩和

日本の 6 大都市では、この 100 年間に平均気温が 2~3℃上昇しています。対策として、緑の保全・創出を含む地表被覆の改善や水と緑のネットワークなどによる都市形態の改善が掲げられています。

- ・ ヒートアイランド対策大綱（H25 年 5 月改定）



関東地方における 30℃を超えた延べ時間数の広がり（5 年間の年間平均時間数）
出典：環境省資料（市域加筆）

●生物多様性の保全

人類の生存は、多様な生態系からのサービスに支えられています。生物多様性の保全には、健全で恵み豊かな緑などの自然の維持が不可欠です。

- ・ 自然再生推進法（H15 年）
- ・ 生物多様性基本法（H20 年）
- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020（H24 年 9 月）

●安全・安心な都市づくり

阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、緑や公園が被害の軽減や救援活動に役立ちました。

●地域にふさわしい景観形成

緑と良好な景観づくりが一体的に推進できる仕組みが整備されてきています。

- ・ 美しい国づくり政策大綱（H15 年 7 月）
- ・ 景観緑三法（H16 年） 景観法制定・都市緑地保全法（都市緑地法）改正・都市公園法改正

●民間活力を活かした緑地の保全・活用

市民や民間事業者等が都市緑地の保全・活用に参加する仕組みが拡充されました。

- ・ 都市緑地法等の一部を改正する法律（H29 年 6 月） 都市公園法・都市緑地法・生産緑地法・都市計画法・建築基準法改正

3. 緑の基本計画の将来像と計画の推進

(1) 緑の基本計画の目指す方向

今回の緑の基本計画の改定では、緑の現況や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえ、社会、経済、環境の統合的な課題解決により持続可能な社会づくりに貢献する水と緑の機能を特に重視し、単に緑の総量を増やしていくのではなく、緑の機能が十分に発揮できるように、質を向上させ、将来に向けて持続していくための仕組みの構築を新たな視点として取り入れました。

また、将来の人口の減少や、少子高齢化の進展による地域コミュニティの変化を見据えながら、生活に身近な場に、地域の特徴や個性を活かした多様な水辺と緑を「守り、つくり、そして育てていく」取り組みに重点を置きました。

このため、これらの取り組みを総称して「グリーンインフラ」と定義し、令和2年度（2020年度）から創出されるグリーンインフラ活用型都市構築支援事業の活用を図ります。

■計画の基本理念と3つの目標

基本理念

**みんなで育てよう
環境にやさしい 水と緑豊かなまち 柏**



■緑の将来像図



(2)市民との協働による計画の推進

基本理念で掲げたように、「みんな」の協働によって緑の将来像を実現していくためには、誰がどのような役割を担って取り組んでいくかという役割分担が明確になっていることが重要です。

これまでは、主に市が主体的な役割を担って、公園・緑地の整備、保護地区の指定等による民有樹林地の保全、公共施設の緑化、開発などに伴う緑化の誘導などの取り組みを進めてきました。

しかし、本市の緑の現状や、緑に対する社会的・時代的要請を踏まえて、質の高い緑を保全し、地域の特徴・個性を活かした多様な緑の確保・創出を推進していくためには、主体としての市民の参加が欠かせません。

そこで、本計画では市民を計画推進の主体として位置づけ、新たな役割分担の考え方に基づき、市と市民それぞれが、施策ごとにふさわしい役割分担を担いながら計画を推進していく必要があります。なお、本市の市民協働に関する事例の一つとして、樹林地や空き地などのオープンスペースや一般公開可能な個人の庭を「カシニワ=かしの庭・地域の庭」として位置づけ、みどりの保全・創出を図りながら人々の交流の増進などを図っていく「カシニワ制度」があります。



カシニワでの活動

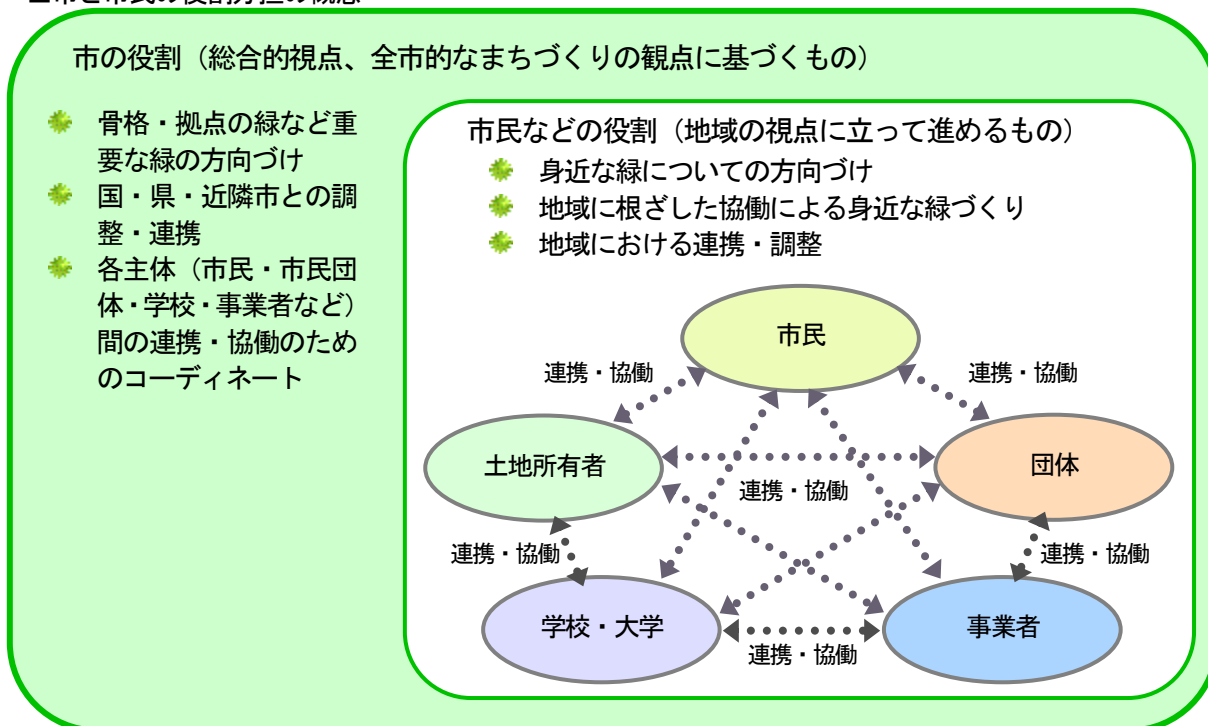
(3)新たな役割分担の考え方

市と市民は、次のような考え方にに基づき役割を分担していくこととします。

総合的な視点・全市的なまちづくりの観点に基づいて進める必要があるものや、骨格の緑・拠点の緑などの重要な緑の方向づけ、国・県・近隣市との調整・連携等については、これまでどおり市が主体的な役割を担っていきます。また、市民活動への支援や活動の場づくりなど、コーディネーターとしての役割を担っていきます。

一方、身近な緑づくりの方向づけ、地域に根ざした協働による緑づくり、地域における連携・調整など、地域の視点に立って進める取り組みについては、市民が主体的な役割を担っていくことを期待します。

■市と市民の役割分担の概念



(4) 柏市緑の基本計画の重点施策

本計画では、目標の実現に向けて、次のような先導的・重点的な施策を設定しました。

● 緑を守る施策

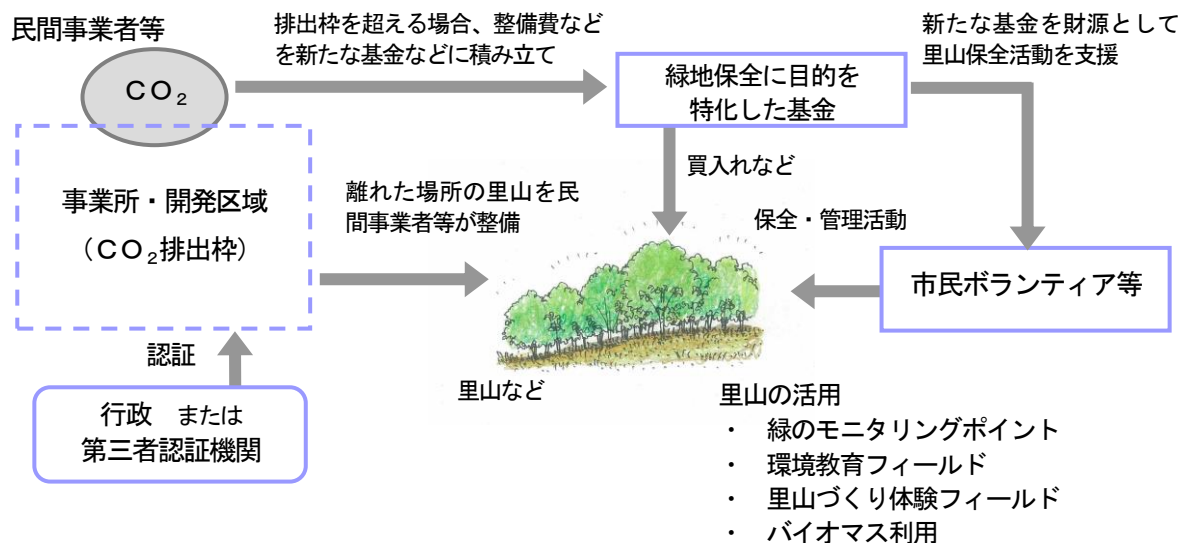
首都圏にありながら豊かな緑を有する柏市の広域的な役割や特性に配慮し、また、二酸化炭素（CO₂）の削減やヒートアイランドの緩和などにも寄与するために、豊かな緑を、土地所有者だけでなく、市民・団体・学校・事業者と市が協働で守る施策に重点を置きます。

- 重要性の高い緑地を保全するために優先度評価を実施します（P36）
- 河川や手賀沼沿いなどの斜面林を保全していきます（P40）
- 保全配慮地区を指定し、保全施策を展開していきます（P41）
- 土地所有者と市民団体を結ぶ仕組みである里山活動協定の運用を進めます（P43）
- 民間事業者の参加による里山などの保全を検討します（P44）
- カーボン・オフセットによる緑地保全を検討します（P45）
- 緑の保全のための新たな財源の確保を検討します（P45）

■ カーボン・オフセットや基金などによる緑地保全の推進（P45・89）

事業所内や開発区域内で排出するCO₂の排出枠を超える量を、区域から離れた場所において、他の方法によって相殺する仕組みを検討します。

⇒都市計画・農政・環境などの部局や市民・団体・大学・事業者などとの連携・協働



● 緑をつくる施策

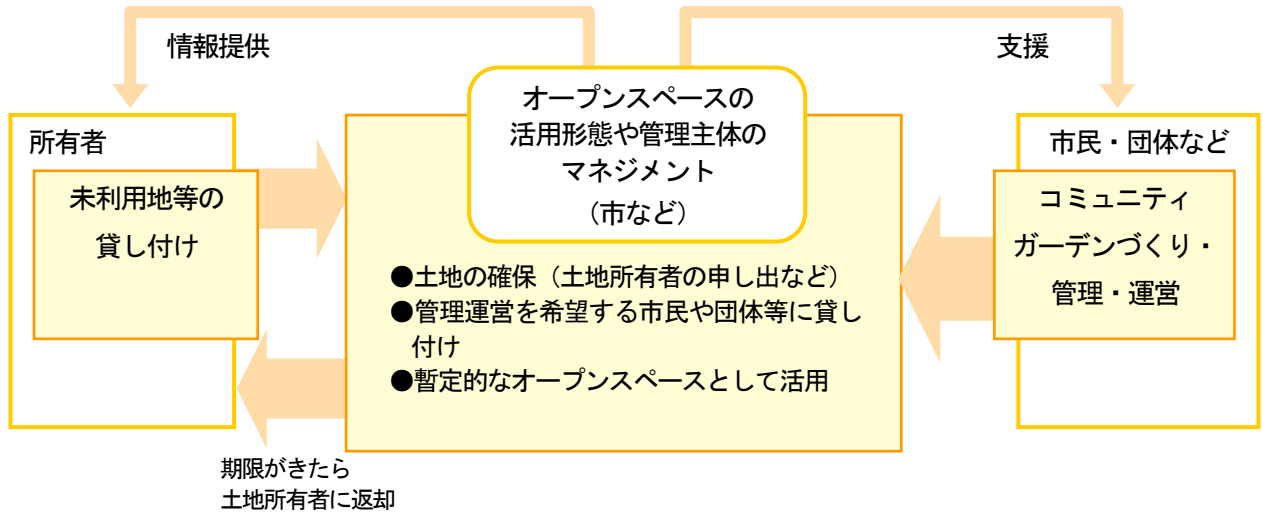
都市公園などの整備を中心として、多様なオープンスペースの確保や、中心市街地における緑化推進など、特徴のある緑と身近な場に緑をつくる施策に重点を置きます。

- 拠点となる緑や水辺の整備を進めます（P56）
- 柏の葉地域において先進的な緑のまちづくりを進めます（P59・60）
- 柏駅周辺において多様な手法による緑の創出を進めます（P61・62）
- 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくりを進めます（P68）
- 緑化推進重点地区を指定し、緑の街並みづくりを進めます（P78～82）
- 開発などに伴う緑化基準の見直しを行います（P83）

■ 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり（P68）

未利用地を暫定的な緑のオープンスペースとして積極的に活用します。

⇒都市計画・農政・環境などの部局や市民・団体・事業者などとの連携・協働



●緑を育てる施策

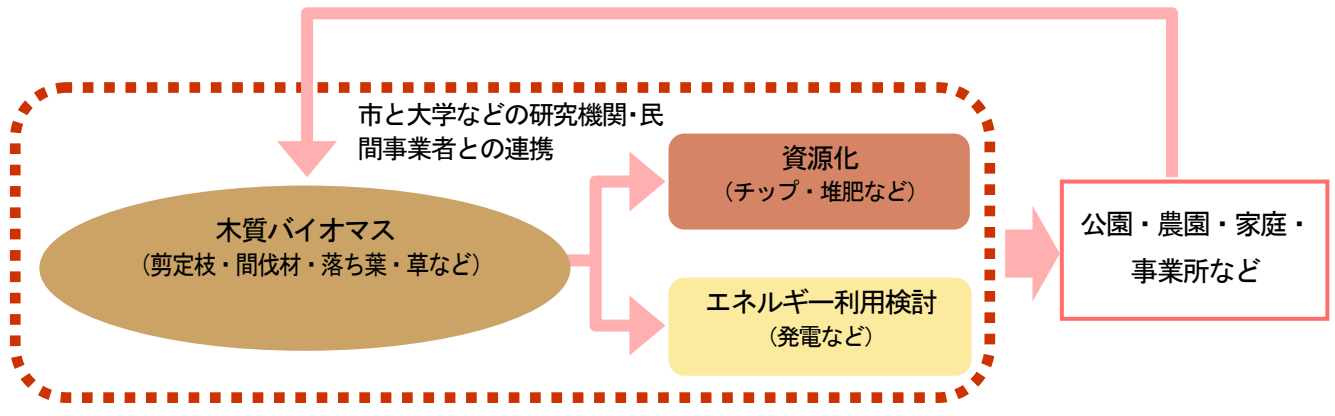
市民・団体・学校・事業者と市の協働による取り組みを持続していくために、緑を育てていく仕組みづくりにかかわる施策に重点を置きます。

- 緑の資源循環の仕組みづくりを検討します (P88)
- 里山保全活動の担い手を育成していきます (P90)
- ボランティア団体に対する支援を進めます (P92)

■緑の資源循環の仕組みづくり (P88)

木質バイオマスを資源としてリサイクルする仕組みづくりに努めるとともに、エネルギー利用について検討します。

⇒環境・農政などの部局や事業者・大学などとの連携・協働



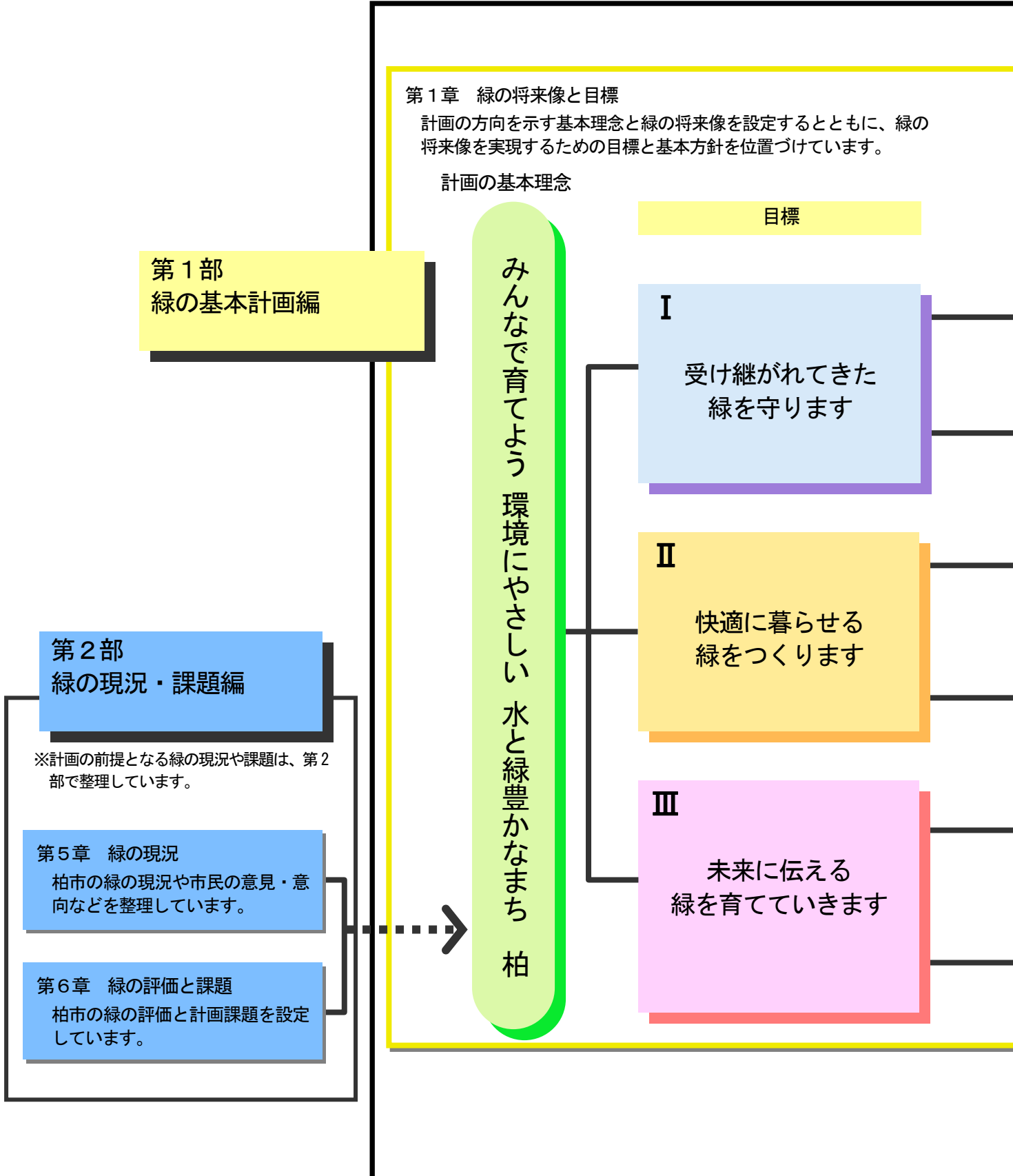
チップーシュレッダー



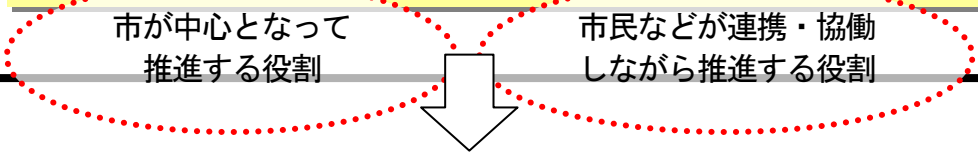
ペレタイザ

4. 緑の基本計画の構成

本計画は、緑の基本計画編と緑の現況・課題編の大きく2部から構成しています。



第4章 計画の推進に向けて
計画の推進のための各主体の役割分担などについて整理しています。



基本方針

- 1 骨格・拠点となる緑を守ります
- 2 暮らしの中の身近な緑を守ります
- 3 拠点の緑の整備や緑の中心市街地づくりを進めます
- 4 愛着の持てる身近な緑のまちづくりを進めます
- 5 市民・団体・学校・事業者・市の協働により緑を育てていきます
- 6 緑に関する知識を広め、緑への思いやりを育てていきます

第2章 緑の推進施策

緑の将来像を実現していくために、目標と基本方針に基づき、具体的に推進する取り組みの内容と方針を設定しています。

施策の方向

- 1-1 骨格・拠点の緑を保全していきます
- 2-1 身近な樹林地・湧水を保全していきます
- 2-2 身近な農地を保全していきます
- 3-1 特徴のある骨格・拠点の緑の整備を進めます
- 3-2 緑豊かな中心市街地づくりを進めます
- 4-1 質の高い緑の空間づくりを進めます
- 4-2 街並みを彩る多様な緑づくりを誘導・支援します
- 5-1 良好な緑を持続していくための仕組みづくりを進めます
- 5-2 緑を育成する取り組みを支援します
- 6-1 緑を知り、理解する機会を充実します
- 6-2 緑に関する調査研究と情報の提供を推進します

第3章 緑の地域別構想

北部・中央・南部・沼南の4つの地域の特性や課題に応じて、将来の方向を示しています。

